

大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員

イム・ドクヨン(林徳栄)

発表者はこれまで「浮浪児」「浮浪人」「失業露宿者」「露宿者」「露宿人」「露宿人等」と多様な呼称と概念の変遷を見せてきた韓国の「ホームレス」というカテゴリーがどのような変遷し、また「児童」「障害者」「女性」といった他のカテゴリーの構築とどのような関係で変容してきたかを歴史社会学観点から研究してきた。

本稿では、「浮浪人」施設での人権侵害事件として社会的問題となった「兄弟福祉院事件」に注目し、韓国の1980年代の「浮浪人」という概念の形成・変化を明らかにすることを目的とする。1980年代は韓国において大規模な「浮浪人」施設が登場するなど、「浮浪人」政策が本格化した時期である。1980年代の「浮浪人」施設に関する資料は非常に制限されているが、1987年に明らかになった「兄弟福祉院」での人権侵害事件は、当時の「浮浪人」に対する社会的認識の断面を表している。さらに、事件解決の過程で行われた「誰を浮浪人施設に収容すべきか」をめぐる議論は、当時「浮浪人」はどのように認識され定義されたかを示している。

それで本稿では1987年に発生した「兄弟福祉院事件」を中心に、韓国の「浮浪人」政策の歴史において1980年代の浮浪人政策がもつ歴史・社会的な位置づけとその意味を明らかにする。

1. 1981年の「一斉浮浪人取締」に現われた「浮浪人」

発表者は1960-70年代までの「浮浪」人対策は、大人の「浮浪人」よりも児童である「浮浪児」に集中してきたことを詳細に明らかにした(イム・ドクヨン, 2011、「1960年代韓国における『浮浪児』の生成と実態」コア・エシックスなど)。「浮浪人」の最初の法令上の定義は、1975年度の内務部訓令第410号において「…健全な社会及び都市秩序を阻害する者」とされ治安の対象として規定されるが、その具体的な執行の記録は発見されない。一方、1970年代後半から児童施設の減少とともに、従来の児童施設から障害者施設に変更する施設が増加する。

1979年にクーデターで政権を握ったいわゆる「新軍部」勢力は、1981年4月20日から8日間に公務員延べ19,300名を動員させ「浮浪人」1,850名を取締し、全員収容した。その取締をきっかけに「浮浪人」施設の新設及び児童施設から「浮浪人」施設への変更が増大する。

それでは、取締された「浮浪人」の特徴は、どのように把握されたか。以下は取締された「浮浪人」に対する実態調査の結果である。その特徴は多様であるが、障害者と男性が多く、精神障害者が別の項目として強調されたことがわかる。

都心地域	58.9%	小学校以下	90.7%
男性	74.5%	心身障害有	60%
19歳以上	90%	障害者のうち、精神障害の割合	50%
前科経験有	4%	施設経験無	91%

出典：保健社会部，1989，「浮浪人施設生活指導員班」：4-6頁から筆者が作成。

2. 「兄弟福祉院事件」の概要

1960年に「兄弟育児院」から施設運営を開始した「兄弟福祉院」は、1971年に大人「浮浪人」施設に変換し、1975年から正式的に「浮浪人」施設を委託・運営した。1984年に「兄弟福祉療養院」も開院し、「浮浪人」施設と「精神療養院」を運営することになる。1986年12月に地元の検事が、収容院生の強制労役現場を偶然目撃したことをきつ

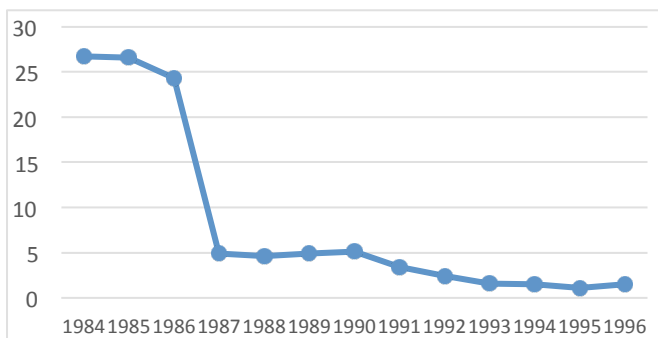
かけに捜査が始まり、1987年1月17日に院長が逮捕されることで施設側の強制収容及び労役、15年間に531名の原因不明の死亡者及び死体の不法埋葬、不法的外貨保持などが明らかになる。しかし、裁判では「兄弟福祉院」の院生に対する強制労役や収容は刑法上の監禁罪に該当しないとの判決が下され、院長は2年6ヶ月の服役を言い渡された。

3. 「浮浪人」概念と「強制収容」をめぐる議論

最も社会問題化されたことは、建設会社の職員、出版社の職員など「浮浪人ではない者」が「浮浪人施設」に収容されたことである。しかし、その後、多様な障害を持つ人々と健常者が「混合収容」されることが問題化し、「浮浪人とは誰か」そして「浮浪人であれば、強制収容は適切なのか」が核心的論点となり、国会で議論された。そこで、「浮浪人」の定義に対しては職業・縁故者有無・自立能力・物乞い・浮浪性などが提示される。しかし、強制収容及び労役に関しては「やむをえない」か、「矯正の範囲を超えない程度」といった論調が優位であった。

4. 「浮浪人」概念及び政策の変化

「浮浪人」概念は、1980年代の初頭から「働けない」ような人々が大多数を占めていたが、「兄弟福祉院事件」を境にその傾向が強まった。1983年に約25%に達していた「健常者」は1987年から5%以下を維持する。この統計がどのくらい現場の実態を反映したかは不明であるが、「浮浪人」施設は、障害者や精神疾患患者、老人など「稼働能力がないもの」を収容する施設であるとのイメージが固まった。そのため「強制労働」は、「稼働能力がないもの」の施設という点から、外見としては回避できるようになった。



出典：保健社会部、各年度、『保健社会統計年報』から筆者が作成。

一方、「浮浪人」法律は、以前の内務部第410号は廃止され、保健社会部訓令523号が制定され、「浮浪人」政策は「社会福祉部」の管轄になった。また、「浮浪人」は、「…縁故者がいない、または縁故者がいるものの、保護する能力がない…生活能力がない者」と規定された。その結果、「浮浪人」施設は、1980年代から本格化した障害者施設の拡張とともに、「障害者」、特に当時法律的な規定が曖昧であった「精神障害・疾患」施設の受け皿として機能を果たす事になったものと推察される。このような変化を見せた「浮浪人」の「像」は、1997年度の経済危機直後に登場した「失業露宿者」と対比される「働けない浮浪人」という構図につながる。

5. 現在から見る「兄弟福祉院事件」と今後の課題

2012年から「兄弟福祉院事件」の被害当事者を中心に当時の事件再究明運動が活発となり、2013年1月31日に被害当事者、研究者、人権団体などによる「兄弟福祉院事件深層究明のための対策委員会準備委員会」が発足した。この準備委員会の活動を通じて「兄弟福祉院事件」と当時の「浮浪人」政策の資料収集と、被害者の名誉回復と被害賠償を定めた「特別法(案)」が提出された。社会福祉施設で発生した人権侵害に関する国家の責任、被害当事者による「浮浪人」アイデンティティの拒否など、1980年代における「浮浪人」及びその政策の歴史的再構築を向けて様々な議論があり、それについての考察は今後の研究課題として残したい。